

◎ 副食費の免除について

3歳以上児については、保育料は無償化されておりますが給食費(主食費+副食費)が必要となり保護者負担となります。(0～2歳児は保育料に給食費が含まれています。)ただし、以下に該当する場合は給食費のうち副食費(おかず代)が免除になり、主食費のみの負担となります。

※給食費は施設により金額が異なりますので、詳細は施設にお問い合わせください。

階層区分	区分の内容		第1子	第2子	第3子以降	
第1階層	生活保護世帯		副食費免除			副食費免除
第2階層	市町村民税非課税世帯					
第3階層	市町村民税 所得割課税額	48,600円未満				
第4階層		48,600円以上 57,700円未満	免除なし ※第2子でも副食費は 免除になりません。			
		57,700円以上 97,000円未満				
第5階層 ～ 第8階層		97,000円以上				

